

令和8年6月29日

関東管区警察局山梨県情報通信部

下記のとおり見積りを依頼します。

期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税を除く）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、下記の連絡先にご連絡ください。

なお、本件は「電子調達システム（GEPS）」(<https://www.p-portal.go.jp/>) 対象調達案件です。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、書面又は電子メールによる見積書の提出ができるものとします。

記

|           |             |                  |
|-----------|-------------|------------------|
| 1 契約件名    | 21.5インチモニター | 外4件              |
| 2 仕様等     | 仕様書のとおり     |                  |
| 3 相当品申請期限 | 令和8年        | 7月6日（月） 午後3時00分  |
| 4 見積書提出期限 | 令和8年        | 8月14日（金） 午後3時00分 |
| 5 履行期限    | 令和8年        | 9月30日（水）         |

<留意事項>

- 見積合わせに参加する者に必要な資格等
  - 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当します。
  - 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - 別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。
- 問い合わせ先  
関東管区警察局山梨県情報通信部通信庶務課経理係  
〒400-8586 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
代表電話番号 055-221-0110  
メールアドレス yamanashi.CGA@npa.go.jp
- 見積書の提出場所  
書面又は電子メールによる場合は、上記2「問い合わせ先」に持参又は郵送若しくはメール送付してください。
- 見積書の作成及び提出方法
  - 見積書の様式については別紙2に準じたものとし、見積書作成年月日、宛名、契約件名、見積金額（消費税を除く）、参加者の住所、社名、代表者名を記載の上、押印

して提出してください。

※ 見積書は押印を省略することができます。ただし、この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者名それぞれの氏名及び連絡先を見積書に記載してください。

- (2) 相当品による見積書の提出を希望する場合は、相当品承認申請を行い、山梨県情報通信部から承認を得た後に提出してください。
- (3) 見積金額は、当該案件の履行に要する一切の費用を含めた総価とし、消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額としてください。なお、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額を記載してください。
- (4) 見積書は、持参又は郵送若しくはメール送付を問わず、締切日時必着とします。なお、メールによる提出は、押印を省略して作成した見積書のみ認めます。
- (5) 電子調達システムによる場合は当該システムに定める手続きに従ってください。

## 5 契約の相手方及び契約金額について

- (1) 提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税を除く）を提示された事業者を契約の相手方とします。
- (2) 契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税を除く）又は電子調達システムに入力された金額に消費税を加算した金額とします。
- (3) 見積書の提出後、契約の相手方として通知を受けたときは、速やかに見積内訳書（見積書の詳細が確認できるかつ消費税金額を明示したもの）を提出してください。

## 6 見積合わせ結果について

- (1) 契約の相手方として決定した事業者には当方から連絡します。
- (2) 見積書を提出された事業者の方は、見積合わせ後、決定業者及び金額についてお伝えします。

## 7 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

## 8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記6において、同価の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例にならい、「くじ引き」を実施します。くじ引きは原則として電子調達システムを利用して行いますので、見積書を書面又は電子メールで提出する場合も任意の3桁の数字（電子くじ番号）を記載してください。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により見積合わせを中止する場合があります。
- (5) 支払については、発注者の検査に合格し、適法な請求書（官署支出官関東管区警察局総務監察部長宛）を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関に振り込みます。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合には当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、住所、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報をも県警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて発注元の契約担当官又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 見 積 書

年 月 日

関東管区警察局山梨県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

件 名 21.5インチモニター 外4件

|   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 |  | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

(消費税及び地方消費税を除く。)

履行期限 令和8年9月30日

代表者連絡先

事務担当者名

事務担当者連絡先

電子くじ番号

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

# 仕様書

- 1 件名  
21.5インチモニター 外4件の購入
- 2 品名・規格・数量等  
別紙のとおり
- 3 納入期限  
令和8年9月30日(水)
- 4 請負代金の支払い  
8に示した検査に合格後、適法な請求書を受領した日から30日以内
- 5 納入場所  
山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号  
関東管区警察局山梨県情報通信部通信庶務課資材係
- 6 一般適用事項
  - (1) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然付帯の業務等詳細については、担当職員の指示に従うこと。
  - (2) 業務の実施に当たっては、法令、条例及び規則、担当係の指示並びに庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
  - (3) 損害を与えたとき、又は損害を与える恐れのあるときは、直ちに担当職員の指示を受けるとともに損害を与えたときは契約時の現状に復旧させること。  
なお、緊急やむを得ないときは、直ちに必要な措置を行い事後遅滞なく担当職員に報告すること。
  - (4) 服装・名札・腕章等の着用により、請負者の作業員であることを明らかにして認識できるようにすること。
  - (5) 請負者は仕様等について疑義のあるときは、担当係に説明を求めるとし、見積書又は入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 7 搬入
  - (1) 搬入の日時は、その1開庁日前までに担当職員と協議のうえ、決定すること。
  - (2) 搬入は官庁勤務時間(平日午前8時30分～午後5時15分)に行うこととし、搬入前に担当職員に連絡すること。
  - (3) 搬入する車両は、環境負荷低減に配慮されたものであること。
  - (4) 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 8 検査
  - (1) 本仕様書に基づく検査は、山梨県情報通信部職員立ち合いの上、行うものとし、検査は、納入する全ての物品に対して行うものとする。
  - (2) 検査中に仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、山梨県情報通信部職員の指示に従うこと。
  - (3) 納入時には、納入場所に納品書を提出すること。

| No | 品名          | 規格            | 数量 | 単位 | 備考             |
|----|-------------|---------------|----|----|----------------|
| 1  | 21.5インチモニター | DI-A221DB     | 4  | 個  | 相当品可           |
| 2  | LTEルータ      | UD-LT2        | 1  | 個  | 相当品不可          |
| 3  | 映像受信装置      | QRK-40TL      | 1  | 個  | 相当品可           |
| 4  | HDDレコーダー    | WTW-DA105G    | 5  | 個  | 容量:1TB<br>相当品可 |
| 5  | 赤外線カメラ      | WTW-AR821GFH5 | 3  | 個  | 相当品可           |